

景観配慮事例のご紹介（屋上広告物撤去）

建物の高い位置にある屋外広告物は、眺望景観に影響を与える要素の一つです。このため、尾道市では、平成19年施行の「尾道市屋外広告物条例」で、景観地区内の建物屋上への屋外広告物の設置を禁止し、関係者のご協力をいただきながら、撤去を進めています。（※条例施行前から設置してある屋外広告物は、当面の間設置が認められています。）

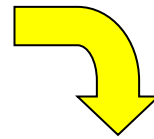
【ご協力者】 有限会社みち草 代表取締役 越智 宏 様（尾道市東御所町3-4）

【ご協力年月】 平成27年3月

【施工会社】 大田建築事務所（尾道市新浜二丁目9-16）

【現地写真】

【撤去前】



【撤去後】

場所：尾道市東御所町3-4



【ご協力者より】 有限会社みち草 代表取締役 越智 宏 様

尾道の駅前商店街で、リーズナブルな価格で尾道の新鮮なお魚をご提供している「呑み喰い処みち草」です。

撤去するまで時間をいただきましたが、この度、尾道市の景観施策に協力できたことを嬉しく思っています。撤去にあたっては、市の補助金制度を活用させていただき、費用負担も少なく済みました。また、施工業者さんに事務手続きを協力いただいたことで、申請から完了までスムーズに行うことができました。これからもお客さまに愛されるお店づくりを進めたいと思っています。